

河辺地区野球場（和田・戸島）トイレ清掃業務仕様書

1 履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

2 施設概要

(1) 名称および位置

ア 和田野球場 秋田市河辺和田字和田224

イ 戸島野球場 秋田市河辺戸島字上野50-1

(2) 開場時間 午前6時から午後6時まで

(3) 年間利用人数

ア 和田野球場 2,291人（令和4年度実績）

※1日平均 9人

イ 戸島野球場 3,283人（令和4年度実績）

※1日平均 13人

(4) 清掃対象面積（別紙「仕様書」参照）

ア 和田野球場 19.87㎡

イ 戸島野球場 22.66㎡

3 従事者の構成等

(1) 従事者の人員は、1名とする。

(2) 学歴、性別は特に問わないが、従事者の名簿を提出するものとし、従事者を変更するときも同様とする。

(3) 受託者の職務は次のとおりとする。

ア 受託者は、従事者が来場者に対して親切に接し、不快な念を与えないよう十分な教育を行うこと。

イ 各種大会期間中の清掃業務については、秋田市と協議の上、決定する。

ウ 清掃業務を円滑に遂行するため、従事者を統括し、従事者の労務管理および安全管理に当たること。

エ 秋田市の指示事項を従事者に周知徹底させるとともに、直ちに実施させること。

オ 実施した清掃内容を記録し、秋田市に報告すること。

(4) 従事者の職務は、次のとおりとする。

ア 当該業務に精通するとともに、常に規律を守り、品位を保ち、野球場利用者に対し、明朗親切に接すること。

イ 勤務中の火災、盗難および事故等の防止には十分注意し、安全作業に努めること。

ウ 建物、備品その他の破損等の異常箇所を発見したときは、直ちに秋田市に報告し、指示を受けること。

エ 防火管理については、秋田市が定める消防計画に従うこと。

オ 事故防止には万全を期し、万一事故が発生した場合は、秋田市に通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じ事態の拡大防止に努めること。

カ 災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、警戒体制をとり、事故の防止に万全を期すること。

4 清掃日および作業時間

(1) 清掃日は、毎週1回月曜日に実施する。ただし、12月から3月までの期間は、毎月1回、15日以降から月末までの期間に実施するものとする。

(2) 作業時間は午前9時から正午までとする。ただし、変更については秋田市と協議の上、決定する。

5 清掃基準

(1) 清掃作業実施に当たっては、運動場の業務に支障のないよう十分留意すること。

(2) 清掃用洗剤等は、人的・環境面に十分配慮した製品を使用すること。

(3) 清掃器具の取扱いによる衝撃・湿気等で、備品等を損傷させないこと。

(4) 電気、水道の使用については、極力節約に努めること。

(5) その他細部については、秋田市と協議すること。

6 経費の負担区分

清掃業務に遂行上必要な清掃用具は、乙（受託者）の負担とする。

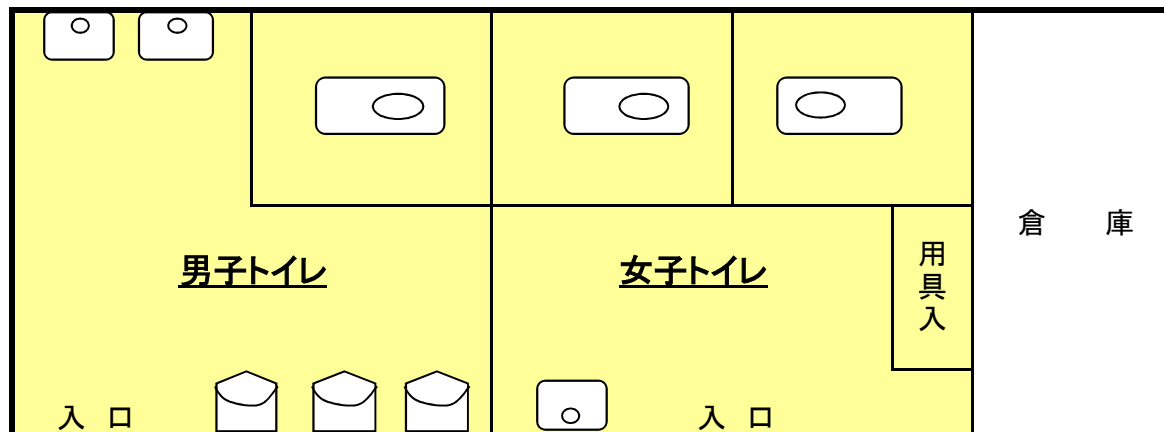
7 その他

(1) 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

(2) 施設の改修および機器の更新等により、清掃基準等に変更が生じた場合は、秋田市と協議の上、変更内容を決定する。

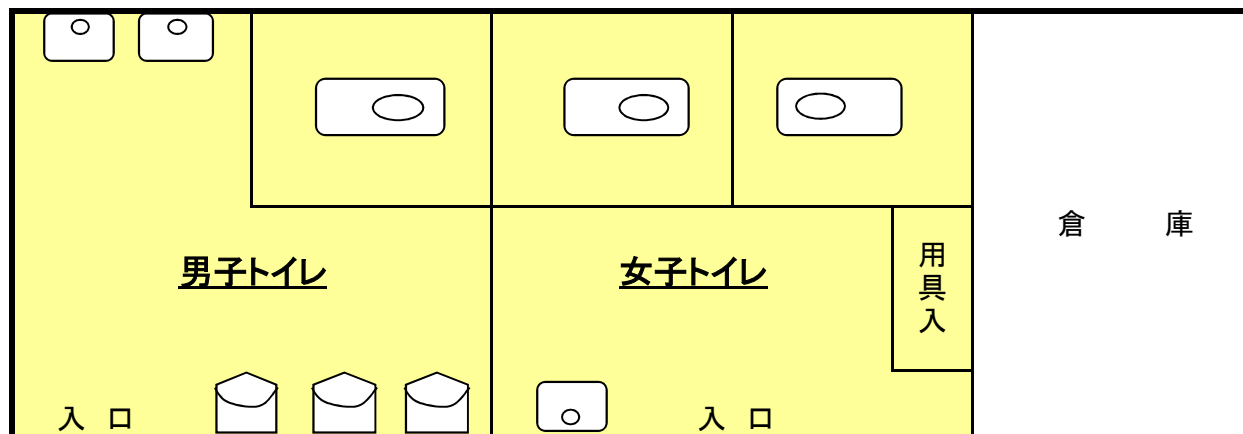
●河辺和田野球場屋外トイレ

- ・建物面積 19.87㎡
- ・設置位置 野球場入口
- ・清掃箇所 網掛部分



●河辺戸島野球場屋外トイレ

- ・建物面積 22.66㎡
- ・設置位置 野球場入口
- ・清掃箇所 網掛部分



設 計 書

| | | | | | | |
|---------|----------------------------------|-------|------------|--|----|-------------------|
| 工 種 | ス 振 | 課 長 | 副参事 | 主席主査 | 担当 | 担当 スポーツ振興課庶務・管理担当 |
| 番 号 | 第 6 号 | | | | | |
| 年 度 | 令和 5 年度 | 作成年月日 | 令和 5 年 月 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託概要 別紙仕様書による ・ 委託期間 秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例に基づき、3年間の継続委託契約とする。 ・ 年度別支出内訳 令和6年度 円 令和7年度 円 令和8年度 円 合 計 円 | | |
| 委 託 名 | 河辺地区野球場（和田・戸島）トイレ清掃業務委託 | | | | | |
| 委 託 場 所 | 秋田市河辺和田字和田224ほか | | | | | |
| 設 計 金 額 | | | | | | |
| 委 託 期 間 | 令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日 | | | | | |

設計明細書

| 番号 | 名 称 | 仕 様 | 数 量 | 単 位 | 単価 (円) | 金額 (円) | 備 考 |
|----|--------|-----|-----|-----|--------|--------|-----|
| 1 | トイレ清掃費 | | 1 | 式 | | | |
| 2 | 諸経費 | | 1 | 式 | | | |
| | 小 計 | | | | | | |
| | 消費税 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 合 計 | | | | | | |

設計明細書

| 番号 | 名称 | 仕様 | 数量 | 単位 | 単価 (円) | 金額 (円) | 備考 |
|-----|----------|-----------------|-----|----|--------|--------|------|
| 1 | 日常清掃 | トイレ 4月から3月まで | | | | | |
| (1) | 和田野球場トイレ | | 117 | 回 | | | 年39回 |
| (2) | 戸島野球場トイレ | | 117 | 回 | | | 年39回 |
| (3) | 消耗品等 | | 117 | 回 | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | |